

日本年金機構からのお知らせ

「住民票住所申出書」の送付について

日本年金機構では、平成28年1月からのマイナンバー（注）の導入に向けて、当機構が管理する基礎年金番号に住民票コードが収録されていない厚生年金保険被保険者および国民年金第3号被保険者（以下、「被保険者等」といいます。）の方に対して、本年5月から、「住民票住所申出書」（ご本人から住民票住所をお知らせいただく文書）を送付します。

※上記申出書は、お知らせいただいた住民票の住所等からご本人の住民票コードを特定するために使用します。

マイナンバーは住民票コードに基づき付番されます。当機構では、事前に基礎年金番号に住民票コードの収録を進めており、収録された住民票コードを基に、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けを行います。

マイナンバーと基礎年金番号が紐付くことにより、年金に関する各種届出の省略等が順次可能となる予定ですので、被保険者等や事業主の方のお手続きが簡素化することになります。

被保険者等の方から、上記申出書についてお問い合わせがありましたら、本内容をご説明いただき、上記申出書に同封された返信用封筒による提出についてご案内くださいますよう、ご協力をお願いします。

（注）マイナンバーは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき平成27年10月より国民一人一人に通知され、国民の利便性の向上や行政の効率化等のために活用されます。

ご不明な点は、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

<参考：住民票住所申出書及びリーフレットの様式>

〒999-0101
杉並区高井戸西3-5-24
年金 太郎 様

基礎年金番号 9999-999999

住民票住所申出書

○住民票の住所をご記入願います。
〔※日本国内に住民登録されていない方は、こちらにお進みください。〕

〒 □□□□-□□□□
フリガナ
都 道 市 区 町 村
区 市 町 村
建物名
※ マンション、アパート等の建物名と、部屋番号も必ずご記入願います。

住民登録をされていない方へ（住民登録をされていない理由について、下記のいずれかにチェック（✓）をしてください。）

理由記入欄	<input type="checkbox"/>	1. 短期在留者であるため、住民登録していない	<input type="checkbox"/>	2. 海外に住所を有しているため、住民登録していない
-------	--------------------------	-------------------------	--------------------------	----------------------------

上記のとおり申し出ます。

平成 年 月 日
フリガナ
氏 名
電 話 番 号
平日の日中に連絡のとりやすい番号をご記入願います。（携帯電話可）
※ 外国人の方は、下記についてもご記入願います。
ローマ字氏名

ご本人様が自ら署名する場合には、押印は不要です。
ご協力ありがとうございました。

日本年金機構からの大切なお願い
《年金の各種手続きが便利になります》

住民票の住所をお知らせください
＜マイナンバーによるサービスの実施のため、ご協力ください。＞

- 社会保障・税番号制度を創設するための法律（注）が制定されたことに伴い、日本年金機構では個人番号（マイナンバー）により住所変更の省略等といったサービスを提供することを予定しています。
（注）「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日法律第27号）
- これに備えて、日本年金機構では、マイナンバーによるサービスを円滑に導入できるよう、事前地方公共団体情報システム機構と連携し、皆様方の住民票コードを収録する取組を実施しています。
※マイナンバーは、現在の住民票コードを基に新たに付番される予定です。
- しかしながら、お客様の場合、日本年金機構が管理する住所が郵送先の住所となっており、住民票の住所と一致していないことから、住民票コードを収録することができておりません。
- つきましては、大変お手数ですが、マイナンバーによるサービス実施のため、同封の申出書でお客様の住民票の住所をお知らせください。

※お知らせいただいた住民票住所の情報は、他の目的には使用いたしません。
※本申出書を提出していただいても、現在の郵送先住所が変更されることはありません。

住民票の住所をお知らせいただくこと…

今回、お客様が住民票の住所をお知らせいただけますと、その住民票の住所を基に日本年金機構が、お客様の住民票コードを確認させていただきます。基礎年金番号に収録します。
▶マイナンバー導入後は、年金の加入や請求のお手続きをマイナンバーにより行うことができます。
例）マイナンバーによる年金相談、各種お届けが可能となります。

「住民票住所申出書」のご提出をお願いします

お手数ですが、同封の申出書に住民票の住所をご記入のうえ、返送いただきますようお願いいたします。（記入例は裏面にあります。）

申し訳ございませんが、平成27年6月10日までに、お送りください。
※既に「住民票コード登録申出書」等によりお手続きをされた方は行き違いですので、ご了承ください。
※期日までに本館のご提出がない場合、会社員の方はお勤め先（第3号被保険者の方は配偶者のお勤め先）に住民票の住所についてお尋ねすることがあります。

お問い合わせは【ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル】へ

0570-058-555 050から始まる電話でおかけになる場合は **03-6700-1144**

＜受付時間＞
月～金曜日 午前9時～午後7時0分
第2土曜日 午前9時～午後5時0分
* 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

日本年金機構
Japan Pension Service